

〈各地の生涯教育〉

地方における民間教育産業と行政

高 橋 興

(青森県教育庁)

はじめに

生涯学習社会の実現のために、カルチャーセンターに代表される民間教育産業の果たす役割の重要性が指摘され始めて久しい。そして、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成2年6月29日法律第71号、以下「振興法」と略称する。)でも、民間教育産業支援策が盛り込まれ、文部省のみならず通産省等による具体策も講じられるようになった。

しかし、大都市圏を除けば、カルチャーセンター等の発展ぶりは十分とはいえず、今後の課題も多い。

本稿では、青森県を事例として、民間教育産業の実態を行政との関わりに焦点を当てながら論じようとするものである。

1. 青森県民の学習活動の実態

青森県総合社会教育センターが1991年9月、20歳以上の県民4,000人を対象として実施した「成人の学習意識に関する調査」¹⁾の結果によれば、県民の学習活動の実態は次のとおりである。

(1) 学習内容

過去1年間に「学習活動をしたことがある」と答えた者は32.0%である。

学習した内容としては、「趣味に関すること」が21.2%で最も多く、次いで、「職業に関すること」が19.9%、「体育スポーツに関すること」が17.1%、「芸術文化に関すること」が14.7%の順となっている。

こうした結果は、総理府が1988年9月、全国の20歳以上の5,000人を対象と

して実施した「生涯学習に関する世論調査」²⁾（以下、「総理府調査」）の結果と、ほぼ一致する。

また、今後、「学習活動をしたい」と考えている者は、実に77.4%であり、希望する学習内容は、「趣味に関すること」(21.2%)、「職業に関すること」(19.4%)、「体育に関すること」(14.6%)、「芸術に関すること」(13.6%)、「健康に関すること」(13.4%)の順となっている。

(2) 学習方法

学習方法は、「(社会教育施設の)の学級・講座」が26.7%で最も多く、次いで「グループ・サークル活動」(25.3%)、「個人学習」(19.2%)、「カルチャー・センターなど」(8.9%)の順となっている。

「カルチャー・センター」は、市部は約12%で4番目であるが、町村は僅かに1.2%である。

総理府調査によれば、大都市(都区部、政令指定都市)では、「カルチャーセンターなど」が、「サークル・グループ活動」に次いで2番目の高率であるが、中都市(人口10万以上の市)・小都市(人口10万未満の市)・町村では共に4番目である。

(3) 学習のための費用負担

学習のため負担してもよいと考えている1ヶ月当たりの金額は、「4,000円以上～5,000円未満」が22.2%で最も多く、次いで「2,000円以上～3,000円未満」(20.4%)、「5,000円以上～10,000円未満」(14.9%)の順である。

2. 青森県における民間教育産業の現状

1でみたように、県民の学習活動は極めて多様化しているし、今後は県民の学習要求も一層多様となるであろう。

このような県民の要求に答える第一義的責任は行政が負うべきであるが、行政がすべてを背負い込むべきものではなく、民間との役割分担により、県民の学習環境をより良く整備できる。

また、青森県においても、かつては「社会教育分野については、無料を前提とした慣習が強かったから、講座、学級などに出費するということには、強い抵抗感があった」³⁾ことは間違いない。けれども、1の(3)でみたように、学習のためにある程度金額を出してもよいとする人々が、かなり多くなったのである。すなわち、「公民館などの学級講座に満足できなければ、有料でもカルチャーセンター等へ」との選択可能性を持つ人々が増えたのである。

こうした背景のもとに、青森県でも民間教育産業が興隆しつつある。次に、青森県における民間教育産業の現状を、調査結果や事例をとおして考察する。

(1) 県教委の調査結果から

青森県教育委員会は1991年8月、「民間における生涯学習関連事業に関する調査」(以下、「企業調査」)、カルチャーセンターで受講している者を対象とする「生涯学習に関する意識調査」(以下、「受講者調査」)を同時に実施した。

① 企業調査

この調査は、県内の民間で実施している学習・スポーツ・文化事業の現状を把握することを目的として実施された。

対象は、市町村教育委員会を通じて学習・スポーツ・文化事業を実施している企業をリストアップし、その中から抽出した115事業所とし、76事業所(66.1%)から回答を得た。

なお、調査対象を次の3タイプに分類した。

Aタイプは、学習・スポーツ・文化事業を本業とし、かつ異なる分野の教室を同時に2つ以上実施している10事業所を対象とした。

Bタイプは、学習・スポーツ・文化事業を本業とし、かつ開設する教室が一分野に限定される51事業所を対象とした。

Cタイプは、A・Bタイプと異なり、事業の一部門として学習・スポーツ・文化事業を実施している54事業所を対象とした。

調査結果⁴⁾の概要は次のとおりである。

ア. 事業開始時期

事業の開始時期は、1986年以降が45.5%と最も高くなっており、全国民間カルチャー事業協議会(以下「事業協議会」)が1990年に実施した全国調査⁵⁾(以下、「全国調査」)の結果と比較すると、青森県ではちょうど5年遅れで事業所数が増加している。

イ. 受講者規模別事業所数

受講者1千人未満の事業所が61.0%と圧倒的に多い点は、全国調査の傾向と同じである。

ウ. 分野別開設講座数

全体でみると、「スポーツ・健康」が54.7%で最も多く、ついで、「芸術」(11.0%)、「職業」(6.4%)、「趣味」(5.1%)、「教養」(4.8%)の順になっており、「職業」、「芸術」が予想以上に多いように思われる。これは、公的機関における学級講座では、これらの分野が少ないことによるのだろうか。

こうした傾向は、分野の区分がやや違うが、「趣味・けいこ事」が57.7%、「教養」が16.1%になっている全国調査の結果とは大きな違いである。

② 受講者調査

この調査⁶⁾は、企業調査と並行して、前述したAタイプの事業所の中から、県内の五大事業所を選び、そこでの受講者名簿の中から1事業所当たり100名（合計500名）を無作為に抽出して実施したものである。475名（99.6%）から回答を得た。

回答者は男性が17%、女性が83%である。

ア. 当該センターの選択理由

現在受講しているセンターを選択した理由は、男性が「受けたい講座がある」（60.5%）、「優れた講師がいる」（42.0%）、「通うのに便利」（40.7%）の順である。

女性は、「受けたい講座がある」（72.1%）、「通うのに便利」（50.8%）、「費用が安い」（41.4%）の順となっている。

イ. 受講している講座

男性は、「スポーツ・健康」（37.0%）、「美術」（22.2%）、「趣味」（14.8%）の順である。女性は、「スポーツ・健康」（31.7%）、「趣味」（29.2%）、「音楽」（12.2%）の順となっている。

ウ. 公的社会教育施設での講座の評価

過去に当該センター以外の講座を受講した経験のある者は42.7%に過ぎず、その中で「公的社会教育施設での講座」を受講した者は42.9%にとどまる。そして、受講理由は、「費用が安い」（50.6%＝複数回答）、「通うのに便利」（43.7%）で、3番目によく「受けたい講座がある」（41.4%）が出てくる。

公的社会教育施設での受講経験が無い理由は、「曜日・時間が合わない」（33.1%）、「受講したい講座がない」（21.6%）と、公教育にとっては極めて厳しい答えである。

(2) NHK文化センターを事例として

事業協議会の調査によれば、青森県の民間カルチャー事業者は8である⁷⁾。

これらの事業者の内、唯一複数箇所ですべて事業を展開しているNHK文化センター（以下、「文化センター」）を事例として、青森県における民間教育産業の現状を探ってみる。

青森県における文化センターの歩み⁸⁾は、NHKが1県1放送局体制を敷い

たのに伴い、弘前市（人口約17万4千人）にあった県内最古の弘前放送局の製作部門の大半が青森放送局に移り、テレビ放送用のスタジオなど多くの遊休化した施設活用策として、1986年に設立されたのに始まる。

初年度の4月～6月期には、65講座開設し、1,489人の受講者を集めた。翌1987年7月～9月期には129講座、受講者約2,100名にまで成長し、地方都市としては全国最大のNHK文化センターになった。

その後、同センターは1989年に八戸市（人口約24万1千人）、1992年にはむつ市（人口約4万8千人）に開設した。

1992年4月現在の講座数及び会員数は、弘前＝210講座、約4,300名、八戸＝170講座、約5,000名、むつ＝47講座、約750名である。

弘前教室から、むつ教室まで3教室すべての開設を手掛けた文化センター弘前支社長・壽恵村元文氏は、事業を拡大できた最大の原因を「①高くない受講料 ②講座がたくさんある ③受講者への親切な対応⁹⁾」と述べている。しかし、より根本的な2つの成功理由をあげなければならない。

1つは、受講者確保等、教室運営の様々な局面で、「NHK」という看板が大きく貢献していることである。たとえば、受講者募集のためのパンフレットが市町村の行政連絡員や町内会・自治会等を通じて配布されたり、市町村広報紙に受講者募集記事を掲載している例さえある。こうした市町村の扱いはあくまで特別なもので、他の事業者相手では考えにくいことである。

もう1つは、弘前・八戸教室は市内の交通至便な場所にある旧放送局舎を、通常価格より安価に賃借できていること、むつ教室は、市当局の仲介により、市関連団体のビルを格別に安く借用できたことである。

3. 民間教育産業と行政

人々の高度化・多様化し続ける学習需要に、公的機関による取組みだけで適切に応えることは不可能である。現に多くの人々が、民間カルチャーセンターなどに通っている。

したがって、県民の学習条件整備の第一義的責任を有する行政が、民間教育産業とどのように関わり、支援するかが緊急課題である。

振興法に基づく地域生涯学習振興基本構想は、問題解決の1つの方策である。しかし、同構想は未だに承認基準が具体化せず、日本教育新聞社が実施した「生涯学習基盤整備策（1992年4月末現在）」調査¹⁰⁾では、21県が「現時点では取り組み予定なし」と答え、「承認基準を持って検討」の19県を上回っている。

次に、調査結果からみた、民間教育産業が運営上困っていること、行政に期待すること等を明らかにする作業を通じて、民間教育産業と行政の関係や支援策のあり方を探ってみたい。

(1) 開設・運営上の問題点

① 全国の状況

前述した事業協議会による1991年の全国調査の結果¹⁰⁾を詳しくみると、運営上最大の問題は「受講者確保」(76.6%)であり、以下「採算確保」(56.3%)、「公的機関との競合」(31.9%)、「講師確保」(28.0%)、「時間帯・曜日による受講者のかたより」(23.0%)、「家賃・地代の負担」(22.7%)の順である。「公的機関との競合」や「時間帯・曜日による受講者のかたより」は、要するに受講者確保の問題であり、受講者数や家賃・地代は、採算問題に直結する。

② 青森県の場合(タイプ別)

前述した「企業調査」によれば、運営上困難を感じている点は次の通りである。

Aタイプでは、「講師選定」(60.0%＝複数回答)、「受講者の減少した講座の廃止」・「PRコストがかさむ」(40.0%)、「施設・設備の拡充」・「他社との競合」・「公的機関との競合」(20.0%)の順である。

Bタイプでは、「PRコスト」・「施設・設備の拡充」(41.7%)、「住民のニーズの把握」(37.5%)、「他社との競合」・「公共機関との競合」(20.8%)の順となっている。

(2) 民間事業者の行政に対する要望

「企業調査」によれば、Aタイプの事業者が行政に期待することは、講師情報の提供や業界の連携への援助である。

Bタイプでは、民間事業や講師の情報提供、業界の連携への援助を望んでいる。

Cタイプの事業者が共通して望んでいることは、行政による各種の情報提供である。

事業協議会による1991年の全国調査¹⁰⁾では、行政への意見・要望として、公的、あるいは半公的な機関への進出を脅威と受けとめ、公と民との事業内容の間に一定の線引きを必要とする意見が最も多かったという。

(3) 民間教育産業と行政の関係のあり方

人々の学習機会の量的・質的な拡充発展を図るためには、民間教育産業と行政が対立・排斥的な関係に立つのではなく、共存・共生の関係を構築する必要

がある。そのために、当面、行政が果たすべき役割を次に述べる。

① 民間教育産業に対する正当な評価の確立

まず、民間教育産業が果たしている役割を正しく評価することが出発点でなければならない。そのためには、カルチャーセンター等の講座の主力が、趣味・教養など受講者の個人志向に応える内容のものであることを捉え、「社会教育関係者のなかには、地域や社会志向的な学習こそ本来の学習であって、このような個人志向的な学習は、あまり意味がないものだと決めつける傾向がある」¹³⁾ ことを早急に改める必要がある。

② 情報の相互提供システムの整備

(2)でみたように、各タイプの事業者が共通して行政に求めていることは、講師や民間事業者等に関する情報提供である。また、行政が持っている他の様々な情報、たとえば住民の学習実態調査の結果、学習プログラム編成のノウハウなども、民間事業者にとっては価値ある情報となるであろう。

一方、行政側にとっても民間教育事業者の実情・実態に関する情報は重要である。しかし、文部省が1991年10月現在で実施した調査¹⁴⁾によれば、過去に民間教育事業に関する何等かの調査を実施したのは、1道14県及び4指定都市に過ぎず、行政も情報を持っていないのである。

したがって、行政と民間事業者による情報の相互提供システムの整備を急ぐべきである。

③ 行政と民間事業者の協議機関の設置

①②で指摘した事項にも関わるが、相互の関係の在り方や関連する諸問題について広く協議する機関を、県レベルと市町村レベルなど、様々な段階で設置すべきである。

こうした協議の場で検討すべき緊急の課題としては、たとえば下記の2つの事項などが考えられるであろう。

ア. 民間教育事業者による受講者募集記事を市町村広報紙等に掲載すること、行政連絡員などによるチラシ・パンフレットの配布等の可否と問題点についてなど。

イ. 公的な施設を民間教育事業者に貸与することの可否について。

民間教育事業が採算の確保を考えれば、都市及びその周辺部に集中することは止むを得ないであろう。その結果として、地域間格差がいっそう拡大することになる。

国立教育研究所が1990年11～12月、全国の市町村教育委員会を対象に実施した「市区町村の社会教育事業に関する調査」¹⁵⁾によれば、民間教育機関

が行う学級・講座に対し社会教育施設を貸与している自治体は10.5%である。人口の少ない小都市や町村で、民間教育産業の進出を期待するには、公共施設を貸与するなど、何等かの形で便宜供与がなければ不可能である。しかし、それに伴う問題があることも事実なのである。

このように、関係者が同じテーブルに着き、検討を急がなければならぬ課題は多いのである。

注

- 1) 青森県総合社会教育センター「成人の学習意識に関する調査報告書」(1992年)
- 2) 総理府内閣総理大臣官房広報室「生涯学習に関する世論調査」(同室, 1988年)
- 3) 瀬沼克彰「民間カルチャー事業の発展過程と展望」(「教育と情報」1990年2月号〔第一法規出版〕2頁以下)
- 4) 青森県教育委員会「民間企業が実施している学習・スポーツ・文化事業の実態について」(同教委, 1992年)
- 5) 全国民間カルチャー事業協議会「民間カルチャー事業の実態調査—民間カルチャー事業白書第2集—」(同協議会, 1991年³月) 14~15頁
- 6) 青森県教育委員会「民間企業が実施している学習・スポーツ・文化事業の実態について」(同教委, 1992年) 41頁以下
- 7) 全国民間カルチャー事業協議会・産業研究所「生涯学習事業の提供に関する調査研究」(1992年5月) 140頁
- 8) 壽恵村元文「民間の文化産業 (NHK文化センター弘前教室)」(青森県教育委員会「地域活動の拠点としての施設活動のあり方」所収, 1988年)
- 9) 壽恵村元文「東北に生きづくNHK文化センター」(日本教育新聞社編集「週刊教育資料」1992年4月6日付け)
- 10) 「日本教育新聞」1992年5月9日付け
- 11) 注5の前掲書60~63頁
- 12) 注5の前掲書65~67頁
- 13) 元木健・小川剛編「生涯学習と社会教育の革新」(1991年, 亜紀書房) 166頁
- 14) 文部省生涯学習振興課「都道府県・指定都市における生涯学習の振興のための施策の概要について」(未定稿)
- 15) 田中雅文「市区町村における生涯学習推進の現状と課題(下)」(「教育と情報」1991年9月号〔第一法規出版〕34頁以下)